

「苦小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要について」に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和元年8月30日（金） ～ 令和元年9月28日（土） （30日間）

意見提出人数 4人

提出意見件数（項目） 21件 （10項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	( <u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u> ) 【条例制定の背景】 「家」においても、家族、近隣住人に受動喫煙をさせることのないよう注意喚起の文言を盛り込んでいただければ幸いです。	本条例（案）としては、屋内外の様々な場所において、他人に受動喫煙を生じさせないよう努めていただくことを、「市民の責務」として規定しております。 具体的な取組事例としては、今年度作成する「受動喫煙防止対策ガイドライン」に明記してまいります。	C
2	1	( <u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u> ) 【基本的な考え方】 20歳未満の者や妊婦さんを守ることを前面に打ち出している理念に共感いたします。	市民の健康寿命の延伸を目標として、健康増進を図る観点から受動喫煙を防止するという基本方針に基づき、健康影響が大きい子どもや妊婦等をはじめとして、すべての市民を対象に受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。	B
3	1	( <u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u> ) 【基本的な考え方】 「喫煙可能室・場所（居室内、自動車の車内を含め）では、20歳未満の者、及び妊婦を立ち入らせ又は勤務させないこと。及びその旨の表示の義務付け。」「妊婦は、喫煙をしてはならない。」と規定してはどうでしょうか。	20歳未満の者の喫煙可能室への立ち入り禁止や標示の義務付けは改正健康増進法で定められており、法に準拠することとしております。 また、本条例（案）は、妊婦の喫煙を禁止する条文はございませんが、苦小牧市健康増進計画に基づき、母子保健事業において、妊産婦やその家族に対する禁煙指導を行っております。	C

4	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【基本的な考え方】</b></p> <p>観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園等の建物内・敷地内禁煙も盛り込んではどうでしょうか。</p>	<p>観覧場等は第2種施設に該当し、原則屋内禁煙となりますが、具体的な施設の事例としては、条例施行規則や今年度作成する「受動喫煙防止対策ガイドライン」に明記してまいります。</p>	<b>C</b>
5	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【市民の責務】</b></p> <p>「その他屋外の公共の場所において」は、屋内も含めて「屋内外の公共の場所」とするべきではないでしょうか。</p>	<p>屋内においては、一定の場所を除き喫煙を禁止しておりますが、屋外においては、特に子どもや妊婦、健康上の配慮が必要な者に対し受動喫煙を防止するため、通学路、公園、その他公共の場所において、受動喫煙の防止に努めていただくよう「市民の責務」に規定したところです。いただいたご意見を参考に検討させていただきます。</p>	<b>A</b>
6	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【保護者の責務】</b></p> <p>「いかなる場所においても」とはなっていますが、子ども達が長い時間を過ごす家庭内での受動喫煙防止を実効性のあるものにするには、子どもと同室内で喫煙しない、子どもが同乗する自動車内で喫煙しないと、具体的に明記するべきであると考えます。</p>	<p>家庭内、車内はもちろんのこと、屋外においても路上や多くの人が集まる公共的な場所等様々な場所における受動喫煙のリスクから子どもたちを守るため、「いかなる場所においても」という表現にしております。</p> <p>受動喫煙を防止するための具体的な取組事例としては、今年度作成する「受動喫煙防止対策ガイドライン」に明記してまいります。</p>	<b>C</b>
7	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【事業者の責務】</b></p> <p>北海道条例（案）の基本的な考え方に基づき、「事業者は、受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める。」「事業者は、従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努める。」と規定してはどうでしょうか。</p>	<p>従業員等の受動喫煙を防止するため、事業者の責務として「事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせないよう環境の整備に取り組むこと」と規定しております。</p>	<b>B</b>

8	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  <b>【受動喫煙を防止するための措置】</b>  第1種施設は「敷地内禁煙」とし、特定屋外喫煙場所を設置しないものとするのは、とても良いかと思います。市議会もこれに含めるのが良いです。  「施設の敷地の周囲において喫煙をしないようにする」という条文を入れてはどうでしょうか。</p>	<p>市議会は、改正健康増進法では第2種施設に該当しますが、本市においては市役所庁舎内にあるため、第1種施設と同様に敷地内禁煙となっております。</p> <p>第1種施設の敷地外（周囲）での喫煙については、第1種施設の周辺に限らず、屋内外のような場所において、他人に受動喫煙を生じさせないよう努めていただくことを、「市民の責務」として規定しております。</p> <p>受動喫煙を防止するための具体的な取組事例としては、今年度作成する「受動喫煙防止対策ガイドライン」に明記してまいります。</p>	<b>C</b>
9	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  <b>【受動喫煙を防止するための措置】</b>  第2種施設は「原則屋内禁煙」とし、市が設置し、又は管理する施設においては、屋内に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めるものとするのは、とても良いかと思います。是非に実現してください。</p>	<p>第2種施設のうち、市が設置し、又は管理する施設については、多くの市民が利用することから、受動喫煙の防止を図ってまいります。</p>	<b>B</b>
10	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  <b>【受動喫煙を防止するための措置】</b>  第2種施設のうち、市が設置し、又は管理する施設の屋外に喫煙場所を設置しないよう努めるものとするのは、とても良いかと思いますが、努力でなく、義務規定が望ましいです。</p>	<p>第2種施設のうち、市が設置し、又は管理する施設については、多くの市民が利用することから、屋外の取扱いについても、いただいたご意見を参考に検討してまいります。</p>	<b>A</b>

1 1	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【受動喫煙を防止するための措置】</b></p> <p>「既存特定飲食提供施設の管理権原者は、従業員を雇用している場合は、屋内に喫煙可能室を定めないこと。(ただし1年間の猶予期間を設ける)」</p> <p>「従業員を雇用していない場合は、受動喫煙の防止に取り組むよう努めるものとする。」という規定が望まれます。</p>	<p>飲食店は原則屋内禁煙となりますが、経過措置として経営規模の小さな既存特定飲食提供施設は、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」の選択ができることとされております。利用者、従業員の受動喫煙を防止するためには、経営規模の大小にかかわらず、必要な措置を講じることが望ましいと考えますので、条例(案)として規定しているところです。</p> <p>市の施策である「空気もおいしい施設」の認定店を広く公表していくことで、禁煙に取り組む飲食店をサポートし、まちぐるみで受動喫煙を防止する気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。</p>	C
1 2	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【受動喫煙を防止するための措置】</b></p> <p>北海道条例(案)の基本的な考え方にに基づき、「苫小牧市民等は、20歳未満の者や妊婦等がいる場所において、喫煙をしないよう努める。」と規定してはどうでしょうか。</p>	<p>受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の者、妊婦、その他の健康上の配慮が必要な者に対する受動喫煙を防止するため、第一種施設については、敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所設置不可)としております。また、屋外においても、通学路、公園、その他公共の場所において、受動喫煙の防止に努めていただくよう「市民の責務」に規定してしております。</p>	C
1 3	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【受動喫煙を防止するための措置】</b></p> <p>北海道条例(案)の基本的な考え方にに基づき、「施設の管理権原者は、20歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。」と規定してはどうでしょうか。</p>	<p>現在市が設置し、又は管理する公園については、喫煙場所を設置しておらず、今後も設置の予定はございません。</p> <p>また、市が設置し、又は管理する施設の屋外においても、喫煙場所を設置しないよう努めることと規定してしております。</p>	C

1 4	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【受動喫煙を防止するための措置】</b></p> <p>北海道条例（案）の基本的な考え方にに基づき、「第2種施設の管理権原者は、第2種施設の屋外に吸殻入れ等を設置しようとする場合は、利用者の通行量等に配慮するよう努める。」と規定してはどうか。</p>	<p>第2種施設（市が設置し、又は管理する施設以外）の屋外における受動喫煙を防止するための措置として、いただいたご意見を参考に条文の追加を検討してまいります。</p>	<b>A</b>
1 5	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【標識の掲示】</b></p> <p>「市が設置し、又は管理する施設及び飲食店においては、施設の出入口の見やすい箇所に、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」等の標識を掲示すること。」については、前半一部を削り、「飲食店においては、施設の出入口の見やすい箇所に、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」等の標識を掲示すること。」としてはどうか。</p>	<p>多くの市民が利用する施設において、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」とわかりやすく標示し、受動喫煙を未然に防止するため、市が設置し、又は管理する施設及び飲食店において、標示を義務付けております。</p>	<b>C</b>
1 6	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【加熱式たばこの取扱い】</b></p> <p>加熱式たばこについて、紙巻きたばこと同様の扱いとすることは、とても良いかと思えます。</p>	<p>加熱式たばこには、紙巻きたばこと同じ有害物質が含まれていることに変わりはなく、受動喫煙の有害性も否定できないことから、健康影響を考慮し同様の扱いとしております。</p>	<b>B</b>
1 7	2	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p><b>【市の施策】</b></p> <p>受動喫煙防止対策助成金は、分煙施設の整備に助成するのではなく、分煙施設の撤去に助成を行い、完全禁煙を目指すことを促すことが望ましいと考えます。</p>	<p>市の助成金は、国の「受動喫煙防止対策助成金」に上乗せして助成することから、助成対象についても国の助成金と同様としております。</p> <p>助成対象の拡大については、いただいたご意見を参考に検討してまいります。</p>	<b>C</b>

18	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【市の施策】</b></p> <p>「空気もおいしい施設」に認定された飲食店は、苫小牧市のホームページなどで紹介し、応援する施策をご検討頂ければと思います。</p>	<p>「空気もおいしい施設」認定店には、苫小牧市オリジナルステッカーと認定証を進呈し、市のホームページ等で公表しております。</p>	<b>B</b>
19	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【市の施策】</b></p> <p>埼玉県は、たばこ税で「健康づくり基金」を新設しました。たばこ税収入額の5%相当額を積み立て、健康づくりの施策に活用するとのことです。施策としてご検討ください。</p>	<p>たばこ税は目的税ではないため、用途は特定されておりませんが、市民生活の維持、向上を図る上で必要な様々な施策に活用されている貴重な財源となっております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<b>C</b>
20	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【市の施策】</b></p> <p>禁煙治療の助成、特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のための制度(少なくない市や区で実績があります)をご検討ください。</p>	<p>禁煙・節煙を望む方に対しては、禁煙外来を実施している医療機関の紹介や治療に関する情報提供を行い、禁煙外来の利用促進を図ってまいります。</p>	<b>C</b>
21	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>条例の附則として見直し規定を設け、3年程度での規制強化を検討できる内容とすることが望ましいと考えます。</p>	<p>条例施行後の情勢の変化や国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p>	<b>C</b>

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。